

大唐・玄宗の戸口充実と課丁析出

松永, 雅生

<https://doi.org/10.15017/2334014>

出版情報 : 史淵. 73, pp. 61-84, 1957-05-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



大唐・玄宗の戸口充実と課丁析出

松 永 雅 生

一、は し が き

隋の大業中^(六〇五)に八百九十万を越した戸が唐初の武徳二年^(六一)には二百余万に激減し、その後漸増したとはいえ、中宗復辟の神龍元年^(七〇)でなお六百十五万、この期間の増加戸数の平均は一年に約四万七千である。これに比べ開元十四年^(七二)の七百六万から同二十年^(七二)の七百八十六万、この間の年平均増加戸数は十三万強であつて神龍迄のそれの約三倍となる。また開元十四年の七百六万から天寶十三載^(七五)の九百七万に達する増加戸数の年平均をとつても七万二千弱であるから神龍迄のその一倍半は越える。

一方、課丁の全戸数に対する割合をみれば、神龍元年の戸六百十五万に對し、その翌々年、景龍元年の課丁は多くみても二百万は越えぬから、その率は約三十三パーセント、開元二十年の戸七百八十六万に對し、翌開元二十一年の課丁は約四百万と考えられる節があるから、その率は約五十一パーセント、天寶十四載の戸八百九十一万に對し、當時の課丁約八百二十一万は九十二パーセントとなる。こうみてみると總戸数に對する課丁の割合も玄宗治世の間に著るしく増していることが知られる。

・ 隋末唐初の乱にあい百姓が流亡して隋時の十分の一に減つたと迄いわれた唐の初期にこそ平和到来を願つていた民衆の

帰復も多い筈で、建国後百年以上も過ぎた玄宗治世の開元・天宝時代に較べ、戸口増加の速度は遙かに速かであらねばならぬのに、逆に唐初八十七年間の期間より玄宗時代に戸口増加が著るしく多いこと。及び他面、絶対戸数の増加は兵・色役・僧道・流外勲官・官吏等の所謂課役被免者の割合を減ずる結果となり、それだけ全戸数に対する課丁数の率を増すことは肯かれる所ではあるが、それも程度の問題であつて、玄宗時代に於ける課丁数の割合や絶対数の著るしいふえ方はそれだけで説明するには余りに尨大であること。ここに玄宗の治世中にとられた戸口増加と課丁析出の政策が強く浮かびあがつてくる。そして前者に應える施策が戸口策であり、後者に應えるものが色役策であつて、両者を併せて「戸口色役之策」と史書は伝えている。

一、玄宗・治績の前提

玄宗治世の間に戸口増加・課丁増率の著るしい成果がみられるのは、自然増や塞外民の新附によるとみるよりは寧ろ流民の帰首・檢括・安輯及び編戸の丁の官場・寺觀・軍等に税役を避けて遁入していたものの析出によつたものが主であつたと思われる。従つて玄宗治績の前提としては、彼の即位以前から檢括又は安輯すべき流民と、税役を逃れて官場其他に影庇を求めた丁の夥しい累積があつたということが当然考えられねばならない。所がこれに應える事例は武后朝政から玄宗即位直前の睿宗時代に到る迄決して少くない。而かもこのような戸口・課丁の逃竄堆積の因は官界の宿弊ともいふべき官吏の貪残にあつたものと考えられる。即ち全唐文卷九一 睿宗二・勞畢構璽書に

貞觀永徽之前、皇猷惟穆、咸享垂拱之後、淳風漸替、征賦將急、調役頗繁、選吏舉人涉於浮濫、省閤台寺罕有公直、苟貪祿秩、以度歲時、中外因循綱弛紊、且無懲革、弊乃滋深。爲官既不擇人、非親即賄、爲法又不接罪、作孽寧逃貪殘放手相仍、清白潔己者斯絕。

とあつて、武后朝政の威享・垂拱時代以後官界が腐敗墮落したことを伝え、官場紊亂のよつて来た所は吏を選び人を挙げ
るに浮濫、且つ苛斂誅求はやむことなく以て情実賄賂の資に充て、ために上は省閣台寺から中外尽くが私利を図り祿秩を
貪るものによつて占められ潔白で身を清簾に持するものは官界から姿を消したと述べており、また全唐文卷二章嗣立（睿
宗令）諫濫官疏にも

今之取人有異此道、多未甚試效、即頓至遷擢

（中略）

補授無限、員闕不供、遂至員外置官數倍正闕、曹署典吏困於祗

承、府庫倉儲竭於資俸（中略）又刺史縣令理人之道、近年已來不存簡擇、京官有犯及聲望下者、方遣牧州、吏部選人、暮
年無手筆者、擬縣令、此風久扇上下同知、將此理人何以率化。今歲非豐稔、戸口流亡、國用空虛、租調減削、陛下不
以此留意、將何以理國乎。

とあつて、ここにも官吏採用の杜撰と遷擢の恣意に出ることを責め、更に親民の官である刺史任命には簡括を加えること
なく、京官の罪を犯した者或いは聲望下るものを以てし、県令任命もまた同様で甚だしきに至つては目に一丁字なきもの
を吏部はこれに擬するという有様であり、また贈賄・情実等による就官希望者の要求を容れては正闕の官の數倍にも上る
員外官をおき、ために役所の係官は祗承に困しみ、府庫・倉儲は資俸で尽きるといふ慘状を呈している。中央地方を通じ
てこのような官界の紊亂は戸口流亡・租調減削を招き遂には國用は空虛とならざるを得ないと述べている。ここにいう員
外官の設置について資治通鑑卷二唐紀二神童二年三月の条では「大置員外官、自京司及諸州、凡三千余人、宦官超遷七品
以上、員外官者又將千人、云々、広置員外官、傷財害民八失也」とて、宦官超遷者を併すれば三千余人に上る員外官が財
を奪ひ民を害したと伝えており、全唐文卷二盧懷慎（景龍中累遷
黃門侍郎）陳時政疏中にも「臣竊見、京諸司員外官、所在委積、多
者數逾十倍、近古以來未有之也」とみえて、員外官の累増が官場の腐敗を單的に示すものとしている。

員外官累増の一事だけでも察せられる官場の中外に亘り上下を問わぬ紊亂と腐敗は資治通鑑にいう「傷財・害民」こと

となり延いては韋嗣立・諫濫官疏にいう「戸口流亡」を来し或いは睿宗・勞畢構璽書の「選吏舉人涉於浮濫」からも窺われるように影庇を求める富強戸出身者の官場蟬集を招来する。そしてこれは結局国家の丁壯を減少せしめ遂には韋嗣立・諫濫官疏にいうように「国用空虚・租調減削」という結果に帰着する。全唐文^{卷二}辛替否^{（睿宗朝遷右台殿中侍御史）}陳時政疏で「伏惟陛下百倍行賞、十倍增官、云々、至於公府補授、罕存推擇、遂使富商豪賈盡居縵冕之流、鬻技行巫或陟膏腴之地」といつたのは當時の実状をよく示すものといふべきであらう。

武后以来睿宗朝にかけての戸口流亡は夥しい数に上つたものの如く、全唐文^{卷二}李嶠^{四五}四、請令御史檢校戸口表には

今天下之流散非一、或違背軍鎮、或因緣逐糧、苟免歲時、偷避徭役。此等浮衣寓食、積歲淹年主役不供、簿籍不挂、

或出入關防、或往來山沢、非直課調虛蠲、關於恆賦、亦自誘動愚俗、堪爲禍患（略中）今之議者、或不達於變通、以

爲軍府之地戸不可移、關輔之人貫不可改。而越關繼踵、背府相尋、是開其逃亡而禁其割隸。

とて、違背軍鎮・因緣逐糧・苟免歲時・偷避徭役等による流散が累年畜積して浮衣寓食の徒となる。ためにこれらの所謂流亡からは徭役も貢租も徴することが出来ず恆賦は減少せざるを得ない。また他地域とは區別して特に嚴重な移貫禁止地区に指定されていた軍府州・關内ですら逃亡者相次ぎ、ために逃亡の越關者が踵を継ぎ背府相尋ぐという有様であると述べており、同書^{卷二}宋務光・洛水漲応詔上直言疏にも「自數年已来、公私俱竭、戸口減耗、家無接薪之儲、國無俟荒之蓄」とあつて、ここでも民衆の困窮と戸口の減耗を訴え、更に同書^{卷二}元宗^九○置勸農使詔の一節には

当神冊天功之時、北狄西戎作梗、大軍之後有必凶年水旱、相仍連亡滋甚、自此成弊、於今患之。且韋親越卿、蓋非獲己。暫因規避旋被兼併、既冒刑綱、復損產業、居且常懼、婦又無依、積此顛危遂成流転或因人而止、或庸力自資、懷土之恩空盈返本之途莫遂。

と見えて、武后時代の契丹・吐蕃の侵寇とそれに続く凶稔が流民激増の端緒となり、それに続いて韋后朝の秕政が流民

造出に拍車を加え、開元初期に至つても「自此成弊、於今患之」うべき事態として根強く残っていると伝えている。全唐文卷二・百官請不從靈駕表で李嶠は「且永淳已後、關輔流散近適、旋定人猶未足」といつて、武后朝政の永淳年間が流亡

發生の一時期を画したことを示している。以上の諸例は武后朝政を転機として、逐年釀成せられていつた官人の腐敗墮落と、その帰結である流亡戸口の累増、租税収入の減少を示すものであるが、官場の腐敗は、戸口流亡即課丁減少即税収の減少という線の他に、流亡をみないで而かも課丁減少即税収減少の道をも開いていた。それは官場腐敗から釀される仏寺・道觀への僧侶・道士としての偽度であり、或いは官使・官司への色役・職掌人又は兵士としての影庇ということから生れる課丁の減少である。官場の多丁・高戸出身丁影占による國家の丁壯喪失はこの期にまた非常に多かつたものと思われる。即ち、全唐文卷二李嶠六・上中宗書に

今道人私度者、幾至数十万、其中高戸多丁黠商大賈詭作台符、屬名偽度

(中略)

又重賂貴近、補府若史、移沒籍產、

以州縣申等(甲)更爲下戸、当道城鎮至無捉賦者、役逮小弱即破其家

(中略)

又太常樂戸已多、復求訪、散樂獨持鼓者、

已二万員。願量留之、余勒還籍、以杜妄費、

とて、中宗時代、道人私度の者が数十万人いたこと、貴近に重賂して官庁の吏たる府又は史に補せられ、高戸負担の重役である郵遞の役即ち捉賦を回避するものの多かつたこと、或いはその税役は不番上時の僅かな納資だけで済む所から後年も多くの良民挂籍者をみた賤民処遇の太常音声人が必要以上に多かつたこと等を伝えている。これらはその殆んどすべてが正税被免者であり、官吏への贈賄等の偽濫行為と相俟つて發生したものであつて、道人以外のものは納資の義務履行だけによつて一切の税役蠲免に与り得る官場影占者である。また、同書卷二辛替否・諫造金仙玉真兩觀疏に

中宗孝和皇帝陛下之兄

(中略)

官爵非擇、虚食祿者数千人、封建無功妄食土者百余戸、造寺不止、枉費財者数百億、

度人不休、免租庸者数十万。

とあるは必ずしも官場の色役・職掌人に挂籍して資課納入者となつたものの増加だけを物語るものとは限らぬが、当時の官界の「官爵非擇、虚食禄者数千入」という醜惡な官吏傘下の「免租庸者」には必ずや税役忌避を企てる色役挂籍の納資人も少くなかつたであろう。或いは唐會要^{卷八}租税上・永淳元年の条に見える太常博士裴守真の上表では

黠吏因公貪求、豪強恃私而逼掠^(略中) 又征戍濶遠、土木興作、丁匠疲于往來、餉饋勞于輻運^(略中) 夫大府積天下

之財而國用有缺、少府聚天下之技而造作不息、司農治天下之粟而倉廩不充、太僕掌天下之馬而中廐不足、此數司者役人有万數、費損無限極、調広人竭、用多献少、奸偽由此而生、黎庶緣斯而苦。

とある。これは外敵の蠢動に対して餉饋・輻運に勞し、内には寺觀造宮・造堂造像で興作に土木に丁匠は往來に疲れるという、過重負担のため民衆疾苦の当時、官にあつては黠吏公に因つて貪求し、社会にあつては豪強私を恃み逼掠するといふ百姓には堪え難い時勢の中にあつて、太府寺・少府監・司農寺・太僕寺等の中央官衙には夫々役使人が万人に及ぶといつてゐる。勿論これら中央官庁には奴婢以下の官賤民も所屬していたから凡べてが挂籍納資の良民とは限らないけれども、当時の官場・社会の偽濫横行・軍国の急・土木興作の頻発等による税役繁重や、これら官司の役人たる掌閑・幕士・雜匠に後年良民の挂籍納資者を多く出したこと等と照し考えれば、少なからぬ挂籍納資人がこれら官司に影庇を求めていたに違ひない。更に適切には旧唐書^{卷一六}列伝^五王毛中・景竜四年の条に

及玄宗爲皇太子監國^(略中) 長安良家子、避征徭納資、以求隸於其中、遂每軍至數千人。

とて、中宗復辟後間もない景竜中、長安良家の子で征徭を避けて京師諸軍に納資するもの毎軍數千人に及んでいたといつてゐる。これから考えても諸他の官司に於ける役使人も多く挂籍納資人であつて「求利於其中」めんとする者であろうとの上述來の推測は肯綮に価するものといふべきであり、官吏にその人を得ないことの弊が、官場に莫大な數の色役・職掌人を影占して正常の税役を負担すべき課丁を逸脱したことが知られよう。

二、玄宗の官紀肅正策

武后朝政以来、官場の腐敗墮落がぬき難い禍根となつて一は流民の簇出、一は課丁の官場への影庇によつて国家の丁壯を多く喪失していることが、この期に於ける外侮と内患の要因でもあつたことを目撃した玄宗が、即位当初、官にその人を得、以て官紀を肅正しようとしたことは当然のことといふべきであらう。唐会要^{卷六}員外官・開元二年五月三日の勅に諸色員外試檢校官、除皇親及諸親五品以上并戰陣要籍内侍省以外、一切總停、至冬放選、量狀跡書判、正員官、起今以後、戰功以外非別勅不得輒注擬員外官。

とあり、また同書・同卷に「員外官及檢校試官斜封官、皆神龍以後有之。開元大革前事、多已除去、唯皇親戰功之外、不復敍授」ともあつて、皇親・諸親五品以上・戰陣要籍・内侍省の他の員外官は開元二年に一切整理することとし、而かも將來、員外官の注擬は戰功によるものを除いては別勅を要することとした。これを以て神龍二年三月、三千人にも及ぶ員外官が「傷財害民」とて、袁楚容を歎かしめた弊害の跡は断たれた訳である。また旧唐書^{卷一〇〇}・列伝^五・盧從愿・開元四年の条には

上盡召新授縣令、一時於殿庭策試、考入下弟者一切放歸學問。從愿以注擬非才、左遷豫州刺史。爲政嚴簡。按察使、奏課、爲天下第一等、壁壘勞問、賜絹百匹、無幾、入爲工部侍郎、轉尚書左丞。

とあつて、開元四年、新授縣令には帝自ら殿庭で策試し、成績下等の者は學問所に放歸するという慎重な親民官の任命態度をとり、更に睿宗朝にあつて「吏部前有馬・裴、後有盧・李」とて、高宗朝の馬載・裴行儉、睿宗朝の李朝隱等と並び称せられていた盧從愿を非才の故を以て豫州刺史に左遷し、而かも課績・天下第一等と奏せられるや直ちに賞賜の絹百匹、工部侍郎任命の処遇を与えている。この一事をみても玄宗の官吏任用が世評や出自に動かされず實力と人物を自ら認

めた上での厳然たる措置であつたことが窺われよう。如何にも「為政嚴簡」といふべきである。これをさきの、京官有犯者及び声望下る者の刺史任命或いは文盲者の県令注擬と較ぶれば思い半ばに過ぎるものがある。玄宗はこのように官吏任命に厳格な態度で臨み員外官を停止した他、上の盧從愿の例からも考えられるように、任用した官人の行跡にも細心の注意を払いその督励を常に怠らなかつた。冊府元龜^{卷六}・帝王部・審官・開元二年五月壬申の条には

制曰（中略）外藩頻有升進狀者、量授京官、使出入嘗約、永爲嘗式。課最超等、必議陞選、循默守嘗必加黜免。

とて、官にあるものの実績をみての信賞必罰を宣明し、外官にして実績顯著で頻に升進の状あるものは量りて京官たらしめ、内外官の出入には常約あらしむるを常式となすこと、課最等を超ゆるものの拔擢、因循守株のものの黜免を明示して、官吏の才腕發揮を促すと共に怠慢奸偽への警告を与えている。前述の盧從愿の短期間内の左遷と拔擢はこの趣旨に出たものであると考えられ、更に文苑英華^{卷四}・翰林制詔^一・勅朝集使八道・又六（開元十年正月十一日）に

淳風未暢、租賦頗減、戸口猶虛、水旱相仍、耕桑莫贍、蓋朕之不德而吏之無法、（中略）往歲河南失稔、時屬薦饑、

州將貪名不爲檢覆、致令貧弱萍流外境、責其政理、有從貶黜。

とあるは、開元四・五年の交、河南が蝗害に遭つた砌、該地親民官は名を貪るのみで充分な調査と適宜の処置を怠つた、ために貧弱戸の外境流亡を見るに至つた。そこで玄宗はさきの趣旨によりその政理を責めてこれを貶黜したといふのである。而かもこれら地方官への信賞必罰の規が直接には戸口充実にあつたであろうことは、ここに「戸口猶虛」とみえることから察せられ、また同書・同卷・同門・勅朝集使八道・又七でも「而淳化未敷、至道猶鬱、庸賦未減、戸口且虛、水旱相仍倉儲莫贍、無聞慈惠之政、云々、諸州遭溺之處、多是政理無方、或堤堰不修、或溝渠未洩、頻已處分、竟無成」とて、戸口の実数を増し得ぬ所以は慈惠の政をなさぬ故であり、遭溺の州は堤堰修理・溝渠開鑿が行われておらぬ、つまり政理無方の所為であるとして親民の官を責め、同じく勅朝集使・又四でも「諸刺史都督、宜問疾苦・拯窮貧」とあり、

同・又五にも「而淳源未還、至道猶鬱、豈朕之不德耶、將吏之不賢耶、徭賦或繁耶、綱維或紊耶」といい、更に全唐文^{卷二}

・元宗三、科禁諸州逃亡制でも「去鄉邑共爲浮惰、或豪人成其泉藪、或奸吏爲之囊橐、連亡歲積、流蠹日滋、州縣不以爲矜鄉鄰」とある。開元七・八年頃のこれらの詔では結局は淳源即ち百姓戸口の充実を目指して官紀の肅正を説き、奸吏・豪人の浮寄戸抱え込みを戒め、州県官吏の郷鄰への善政を督励したものと思われる。以上のように英主・玄宗は武后朝政以来開元初頭にかけて官界に瀰蔓していた積弊の一掃に鋭いメスを加えてこれを払拭し、以て累積していた流民の檢責・安輯と税役忌避の課丁析出に即位の当初から懸命の努力を注いだものと考えられる。然らば官場を肅正して頼むに足る官人を任用した玄宗は如何なる方策を以て課丁の増加を図つたであらうか。

三、玄宗の戸口・課丁増加策の大綱

全唐文^{卷二}・元宗五、改年爲載推恩制に

可改天宝三年爲載^(中略)其先處分太守縣令、在任有增減戸口成分者、所繇司量爲殿最。自今以後大守県令、兼能句

當租庸、每載加數成分者、特賜以中上考。如三載之内、皆成分、所司錄奏超資、與處分。其丁戸仍須案實、不得取虛

挂之名、使親鄰代納、其奸弊。凡在黎獻實資存恤、一失生業則流庸不帰^(中略)諸色當番人、應送資課者、當郡具申

尚書省句覆、如身至上處、勿更抑令、納資致使往来辛苦、從閏二月至六月己来、其當上人中、有單貧老弱者、委郡県

長官與所繇計會、放營農。諸軍征鎮及在廼羸疾病者、委節度使、速擇放還。

とある。この記事は天宝三載に至る迄の戸口充実策強行の大綱を述べると共に、影占された課丁析出策実施後の注意を与えたものと思われる。即ち州県官に対してはその在任中の戸口増減によつてその殿最を定める制としているが、その例は既に開元四・五年の交河南諸州の蝗害による流民発生と地方官の貶黜でみた所であるから、詔中の「其先」は、玄宗即位

後間もない開元初期を指すものと考えられる。玄宗が開元初頭に、戸口増減を以て地方官の殿最決定の制を布いた主旨は、課丁の増加即ち税財源の拡大であつたのに、全唐文^{卷二}・元宗三・科禁諸州逃亡制の「雖戸口既増、而税賦不益」とか前述の文苑英華・勅朝集使八道・又六の「淳風未暢、租税頗減、戸口猶虚」等によつて窺われるように、戸口は増したに不拘、「税賦不益」とか「租賦頗減」ずるは「戸口猶虚」なるためであるという現象、即ち本制詔にいう「虚挂之名」を連ねた戸、換言すれば仮空の安輯戸・析生戸及び流亡の隱蔽等によつた簿籍面の戸口増加、この虚戸造出による課績・上考の企て、この偽濫を防ぐためここでは直截的に租庸増額の多寡を課績の殿最決定の条件としたのである。併し租庸増額の多寡が課績決定の条件となつても「虚挂之戸」は削除されず、仮空の戸の負担すべき税賦を親郷に代納せしめるという現象即ち均攤が繁くなつて、逆に流亡発生が増しはせぬかという考慮から虚戸の造出と均攤を禁じたものである。いま一つの課丁析出の方法が色役人の削減であることは前述した通りであるが、当時はこれ迄の努力によつて色役人削減は一応効を収めているから、色役人の納入すべき資課に纏わる官吏の不法行為禁止と、一般に色役・兵役に於ける単貧老弱者の解任を懲慙することによつて流庸の発生を防止するよう太守・県令を諭したものである。私の見る所では玄宗治世中に実施せられた戸口充実と課丁析出の方途の大綱は以上に要約されると思われるが、次に項を逐つて具体的に考述することとしよう。

(一) 流亡安輯の方策

玄宗即位後の開元当初には武韋后以来の多年の秕政によつて夥しい数の流民が累積していたに相違ないことは前に考説したが、これを裏書するように全唐文^{卷二}・科禁諸州逃亡制では

雖戸口既増、而税賦不益、莫不輕、去鄉邑共爲浮情、或豪人成其泉藪、或奸吏爲之囊橐、逃亡歲積流蠹日滋、州縣不

以爲矜郷鄰。

とて、開元七年當時、逃亡年毎に積もり流蠹日毎にしげしという状態であるといい、而かもこのような逃亡簇出の原因は、一は州県官吏の郷鄰を矜れむ政治に欠ける所あるからであるが、又一方では郷邑を去つて逃亡し、國に負う税役から解放された者の隠れ場として豪人・奸吏があつて、彼等が流民の泉藪・囊橐をなしているからでもあると述べている。従つてこれら豪人・奸吏の傘下に蝟集して國家の管轄から脱漏している逃亡を再び管戸としての編民に取り戻すには、逃亡發生の因をなした過重税役の軽減を図り、彼等流民が豪人・奸吏の傘下に居るよりは編戸に戻るがより負担は軽く生活は樂であるという条件を与えてやるのが肝要である。併し永い期間に亘つて醸成せられた末端機關の不法搾取の習弊、或いは塞外民族の間隙をぬつての跳梁が一再ならず繰り返される當時にあつて、百姓の負担軽減が早急に実現出来ぬとすれば、流民の泉藪となつてゐる豪人・奸吏並びに當の流民そのものを法による処分によつて檢責するより道はない。即ち一は恩他は威を並び行うことによつて編戸の増加が考えられる訳である。但し更に考えねばならぬことは、国税としての租庸調は逃亡を發生せしめる程過重な負担ではなく、寧ろ逃亡の發生は州長官の裁料によつて左右される兵役・力役・其他の諸差科であり、これらの負担は多丁・高戸の先取・重徴が原則とはなつていても、この差役・兵役・差科調達をめぐつての偽濫がもととなつて逃亡發生を招来する例が多く、ここに親民の官としての地方官が逃亡造出に対して重い責を問われる所以がある。上掲の詔に逃亡の多い責を州県官に帰せしめて「州縣不以爲矜郷鄰」とあるはこれを指すものと考へられる。また冒頭の「雖戸口既増而税賦不益」という現象の發生する理由は、前述したように開元初頭、在任中の行政区域内に於ける戸口増減を以て地方官の殿最を定める制が設けられている所から、逃亡者は除籍せず流入者は登籍し、共に不支済戸として在籍せしめて簿籍面では課税対象から除外した所から生れた現象であると思われる。之を要するに逃亡安輯の方策としてとつた恩威並び行う処置のうち、前者は地方官の責に任じ後者は法による括責に俟つこととしたもののようである。

ある。即ち本詔の後段に

諸州背軍逃亡人、(略中) 限制到日百日内、各容自首、準令式合所在編戸、情願住者即附簿籍、差科賦斂於附入令

式、仍與本貫計會傍徵(略中) 情願即還者、聽待本鄉訖、免今年賦租課役。如滿百戸以上、各令本官差官就戸受領。

過限不首並即括取、通邊遠附爲百姓、家口隨逃者、亦便同送。若限外州縣公私容在界内居停、及事有未盡、所司明爲

科禁(略中) 先有追収之文案、未納者、自開元七年十二月以前並宜放免。

とあるはこれを示すものといふべく、背軍・逃亡のものの百日内自首を許し、現在地居住を情願するものはその地で、本貫帰首を情願するものは本貫に編附して差科賦斂又は賦租課役の停徵を以て優遇している。而かもなおも編附自首を拒むものは括取して百姓となし且つ処罰として通邊に編貫することとしているから、この勅通りに全天下の流亡編附が行われるれば、天下の無籍者は百日内に全くその跡を断つ訳である。併し根深い社会的經濟的理由によつて長期間温存せられた逃亡者がしかく簡單・容易に管戸に復歸し尽すとは考えられず、ここに地方官吏及び逃亡者の影占をなす奸吏・豪人への詔令の勵行を責める所以がある。即ち公私に拘わらず限外即ち百日以上経過してなお界内に流亡の居停を容すもの及びこの勅の履行不十分なものは処罰することを定めているのがこれである。

1、戸口増減による地方官の殿最決定及び虚戸の発生とその対策

開元七年に背軍・逃亡の百日内帰首を厳命すると共に州県管内に於ける無籍者の影占を公私に拘わりなく禁断する勅が下されたことは前述の通りであるが、期限の百日は過ぎても流亡の一切帰首・一切検括が徹底的に行われたとは思われず、寧ろ厳しいこの勅を以てしても殆んど効果は期待出来ない程累積した社会的病弊は根強いものであつたと考える方が正鵠を得たものであると思われる。文苑英華卷四・翰林制詔四・勅朝集使八道・又五(開元八年三月十一日)に

而淳源未還、至道猶鬱、豈朕之不德耶、將吏之不賢耶、徭賦或繁耶、綱維或紊耶。

とあるは、朝集使をして前の勅の効果を査察せしむる意も兼ねて八道巡検をなさしめたものであろうが、朝集使出発直前の開元八年三月十一日迄の狀態は「淳源未還」という語で窺われるように、さきの厳しい勅も流亡帰首に大した効果があつたとは認め難い。流亡歸首の嚴勅はさして効果はなくとも課丁の掌握による税収の増大は國家喫緊の大事であるから、この種の詔がこの当時一再ならず発せられたものである。即ち全唐文^{卷三}・元宗^二・遣使分巡天下詔でも

其浮寄逃戸等亦頻處分、頃來招攜未有長策、又江淮之間、有深居山洞、多不屬州縣、自謂莫徭。何得因循致使如此。並與州縣商量處置、一時錄奏。

とあるのもその一例であつて、浮・寄・逃・戸即ち前にいう無籍の流亡については頻りに処分の沙汰はしているが、その招輯に關して未だ長策がないといい、殊に江淮之間では深く山洞に入つて州縣に屬せぬ流民が税役なきを高唱しているからこれを檢責せよと命じ、更にまた同書^{卷三}・元宗^一・聽逃戸歸首勅でも

天下逃戸所在特聽歸首、容至今年十二月三十日內首盡。其本貫有產業者一切令還、若先無者、具戸數聞奏、當別有處分。其限外不首、潛匿亡靡懷孕育之恩、仍審逃亡之計、即當分命專使、在處搜求、散配諸軍以充兵鎮、懲其犯命、替彼居人、仍委採訪使及刺史縣令、明加曉諭使知朕意。

とあり、ここでも期限をきつて流亡の歸首を促し、その限外不首の処罰を指示し、採訪使・刺史・縣令の流亡招輯を強く督勵している。このように流亡歸首に關し「頻有處分」るにも不拘、思うような効果は期待せられず「頃來招攜未有長策」ざる所から、宇文融の献策による「戸口色役之策」が開元九年以降初められる訳であるが、これは次節に項を改めて考説することとして、ここでは玄宗が戸口増加の目的達成のためとつた刺史・縣令への督勵策について更に考えることとしよう。これは戸口色役之策実施中の開元十年正月に發せられた朝集使への勅であるが、文苑英華^{卷四}・朝集使八道・又六に

淳風未暢、租賦頗減、戸口猶虚(中略)往歲河南失稔、時屬薦饑、州將貪名、不爲檢覆、致令貧弱萍流外境、責其政理、有從貶黜、因茲以來、率多妄破、或式外奏免、或損中加數、至如密州去秋奏泐、管戸二万八千八百、不損者兩戸而已、無田商賈之流雷同入數、自余諸州、不損戸即丁少、得損戸則丁多、天災流行、豈應徧併、皆是不度國用、取媚下人。

とあり、同・朝集使八道・又七にも「淳化未敷、至道猶變、庸賦未減、戸口且虚」とあつて、共に「戸口猶虚」とか「戸口且虚」という類似の語がみえる。この「虚戸」はさきにも考述したように戸籍面にだけ名前を列ねて現実には実在せぬ「虚挂之戸」を意味するものと思われるが、「虚挂之戸」発生の因は、地方官がその管内に生れた流亡を戸籍面から削りぬことと、他界からの逃戸を招輯したものととして事実無根の流亡安輯を簿籍上に登録することから生れるものであり、このような地方官の「虚戸」造出は管内の戸口増減がその課績の殿最判定に最大条件とされるからである。併し「虚戸」の造出中、流亡隠蔽によるものは租賦の減額は許されず、仮空の招輯戸も年を経れば租賦負担戸となつて結局は実戸の負担増加即ち均攤とならざるを得ない、上掲詔勅中の「庸賦未減、戸口且虚」は「虚戸」の存在による均攤の少くないことを示したものであり、「租賦頗減、戸口猶虚」は「虚戸」削減は或る程度行われて均攤は減少したとはいへまだまだ「虚戸」の根絶には程遠いことを示したものである。ともあれ、均攤或いは均攤配の苛斂は流亡の発生を招来して、これが隠蔽しきれなくなると、刺史が企てた所とは逆に貶黜を被ることとなるから、口実を設けて州負担の税額減免を申請することが安全な道として扱はれる。開元四・五年の交、河南諸州の失稔に際し流亡が発生したのを、州長官の責に帰して貶黜した事例があつて以来刺史は天災を口実に式外奏免・損中加數を申請し、而かも得損戸は丁多く、不損戸は丁少いという周到・熱心な負担税額の減免を請願するといつてゐるが、これは他面、全唐文卷二・元宗三・科禁諸州逃亡制の「去郷邑共爲浮情、或豪人成其泉數、或奸吏爲之囊橐」とか或いは資治通鑑卷二・唐紀二・開元九年二月丁亥・宇文融の検括を

述べたくだりの「公私敢容庇者抵」等によつて考えられるように、土豪・奸吏の流亡隠匿が根強く、且つ地方官がその要請に左右され易いことをも窺わしめるものである。

地方官に対する戸口増加の督促は虚戸の造出を促し、虚戸の造出は均攤を余儀なきものたらしめ、而かも土豪・奸吏の要請に耳を傾けねばその地位が下部から動揺するという地方官であつてみれば均攤は弱小戸への苛斂とならざるを得ない、殊に強力な宇文融の逃戸檢括に際しては、旧唐書^{卷一〇五}・列伝^五・宇文融に「州縣希融旨意、務於獲多、皆虚張其數、亦有以実戸爲客者」とあることで察せられるように、州県官が融の旨意に媚びて客戶の檢括の多からんことを務めたから多くの虚戸が造出されたと思われる。このようにして造出された虚戸が貧弱戸への均攤に連り、貧弱戸への均攤が流亡發生に直結するとすれば玄宗の戸口増加策も宇文融の客戶檢括もその目的とは反対の結果に走る虞なしとしない。ここにまたその対策が要請せられる所以である。全唐文^{卷二八三}・張九齡・勅處分十道朝集使^(開元二)に

事事有豫早爲之所、雖遭歲惡固亦人安、況在豐年不能招輯、遂使戸多虚掛、人苦均攤、務欲削除更成詭故、已逃者未必爲削、爲姦者因此便除、一啓其端豈勝其弊、^(略中)卿等至州、將朕此意、優柔慰勉、各令用心招撫流庸、補綴居業、使免助逃之費、是爲救弊之先。

とあるはこれをさすもので、収獲豊かな豊年こそ流亡招輯の好期で国家もこの期に州県官に期待する所は大きい、所がこの期に流庸招輯の実績を挙げ得ぬ地方官は、自己の無能を蔽わんとしてまたここに多くの虚戸を造出する。ために中央では均攤の弊を慮つて虚戸の削除を厳命したというのであるから、徒らな戸口の虚数を張らぬよう地方官に警告を発したものだと思われる。所が逃戸^(この場合は虚戸)を削除せずして姦をなす実戸を削るという詭故が行われることとなつたといつてゐる。これによつても戸口掌握の困難さが察せられた地方官と豪民の結びつきの如何にぬき難いものであつたかが窺われよう。さもあれ玄宗は戸口増加を策して宇文融の客戶檢括を頂点に流庸安輯を督励すると共にこれと表裏して虚戸の削

減をも厳命し以て実戸の掌握に努力を結集したものとと思われるが、虚戸の除籍はその後も永く鞭撻せられたもののようである。融に初まる檢括が一応終了したと思われる頃のものとして、冊府元龜卷四・邦計部四・戸籍・開元二十四年七月の勅でも「諸州逃人先除籍帳、能自歸復業者、其應徵、當年租庸資課一事已上並宜放免、其隱漏拳首、改正人等宜准此」とて逃人の籍帳削除を開元二十四年以前に命じたことを伝えると共に帰首者の優遇を示して流庸の復帰を促し、前述の全唐文卷二・玄宗五・改年爲載推恩制でも「其丁戸仍須案實、不得取虚挂之名使親鄰代納」とて、虚挂之名を取り親鄰をして代納せしめることを禁じている。併し虚戸の削除はこのような度々の指令を以てしても容易に徹底しなかつたものの如く、全唐文卷三・玄宗七・停親鄰代輸租庸勅（天宝八載）正月に

如聞流庸之輩漸亦歸復、浮食未還、其數非廣、

（中）

蓋爲宰牧等、授任親人、職在安輯。稍有逃逸、恥言減耗、籍

帳之間虚存戸口、調賦之際旁見親鄰、此弊因循其事遂久、（中）其承前所有虚掛丁戸、應徵租庸課稅、令近親鄰保代輸者、宜一切並停、令除削。

とある。ここに至ると流庸の帰復も多く、未還の浮食の徒も多くはないといつてゐる。併し任を親人の職に授かつた地方官は流庸安輯を第一の任務とするものであるから、逃逸があつても戸口減耗をいうを恥ぢて籍帳の上には依然として虚戸を存しており、調賦の際に均攤を生み、その弊は因循して永きに亘つてゐる。従つて承前の虚挂丁戸の納むべき税賦で親鄰の代輸しているものは一切停止し、同時に虚戸を削除せよと命じてゐる。このようにしておし進められていつた流庸の安輯と虚戸削除の方策は世の昇平と相俟つて着々効を奏し乍ら天宝十三載に及んだものと考えられる。この載の戸口が大唐一代を通じて最も充実したのはこれを証するものといえよう。

2、戸口色役之策実施

ここにいう「戸口色役之策」とは全唐文卷三・柳芳・食貨論の「昔開元初、宇文融首以稅客戸籍外剩口、戸口色役之策

行於天下」という中の「戸口色役之策」及び資治通鑑^{卷二}唐紀一・天宝四載冬十月の条に「上、以戸部侍郎王鉞、爲戸口色役使」とある中の「戸口色役」をとつて名づけたものであるが、元来、融の「戸口色役之策」と呼ばれるものは、旧唐書^{卷四}・志八・食貨の序文中に「開元中有御史宇文融、獻策、括籍外剩田・色役偽濫、及逃戸許歸首」とある通り、籍外剩田の括籍・色役偽濫の検査・逃戸検括の三要素から成るものであるが、ここでは主として逃戸検括について考述することとして色役偽濫の検査は次節に、籍外剩田の括籍については逃戸検括の解明に必要な範圍で触れるに止める。

開元九年に至り宇文融がこの策を獻じて採用されるに至つた事情については、旧唐書^{卷一}・列伝五・宇文融に「時天下戸口逃亡、免役多偽濫、朝廷深以爲患、融乃陳便宜、奏請檢察偽濫投括逃戸、玄宗納其言」とあるによつて知られるように、色（免）役の偽濫多く逃戸は累積して朝廷ではこれが対策に困しんでいたとき、融が色役偽濫を檢察し逃戸検括を具申したから玄宗の納れる所となつた訳である。開元初期の當時、偽濫色役人の多くまた逃亡戸口の累積が多かつたことは武韋后以来の秕政によるものであつたことは前に詳述した。そのため結局融の戸口色役策が実施に移されることとなる訳であるが、実施の次第に関しては、同書・同卷・同項に「融、於是奏置勸農判官十人並攝御史、分往天下、所在檢括田疇、招攜戸口」とあり、資治通鑑^{卷二}・唐紀二・開元九年二月丁亥の条では「州縣逃亡戸口、聽百日自首、或干所在附籍、或牒歸故郷、各從所欲。過期不首、即加檢括、謫徙邊州、公私敢容庇者抵。以宇文融充使、括逃移戸口及籍外田、所獲巧偽甚衆」^{（略中）}融奏置勸農判官十人並攝御史、分行天下」とあるから逃戸招攜に関する処置は前の開元七年の科禁諸州逃亡制に示された方法と殆んど變りなく、二段構えであつて第一段では百日を限つて逃戸の帰首を容認してその欲する所に附籍することであり、第二段では期を過ぎれば檢括を加え謫して邊州に徙すという措置である。唯前にはこれを州県官又は採訪使に一任していた所をここでは勸農使宇文融の配下に勸農判官十人を置いて天下を分行せしめ強力に法規通りを實行した所に相異がある。而して勸農判官による逃戸帰首の督促或いは客戶檢括に當つての重要な拠り所は県治の官司であつ

たものと思われる。というのは前記・全唐文^{卷三}・柳芳・食貨論に「昔開元之初、宇文融首以、云々、人逃役者多、浮寄於閭里、縣収其名、謂之客戶、雜於居人者十一二矣。蓋漢魏以來浮戶流人之類也」とて、閭里に浮食し寄託している浮戶流人は客戶として県がその名を収めていた筈だからである。勿論度々の流庸安輯の督促によつても容易に所期の目的が達せられなかつた所から推して融の檢括の効果も短期間で成つたとは考えられないが、旧唐書^{卷一}・列伝^五・宇文融に「於是諸道括得客戶凡八十餘万、田亦稱是」とあることからみれば相当の効果はあつたものとみてよい。但、八十餘万の客戶は開元九年融の指揮による勸農判官の一斉檢括一回によつて生れたものでなく、融失脚の開元十五・六年迄の彼による檢括続行やその後の類似の措置によつて生れたものと解せられる。唐会要^{卷五}・逃戶・開元十八年の条の宣州刺史裴耀卿の上疏中に

竊見天下所檢客戶、除兩州計會歸本貫已外、便令所在編附、年限向滿、須準居人^(中)其狹鄉無贖地、客戶多者、

雖此法未該、準式許移、窄就寬、不必要須留住、若寬鄉安置得所人皆悅慕、則兩三年後、皆可改塗、棄地尽作公田。

とあるは、融の失脚後開元十八年にもなお客戶の檢括は行われていたことを示すものである。この上疏の末尾の語「棄地尽作公田」は客戶の土地所有を示す語であつて、先掲旧唐書宇文融伝の「諸道括得客戶凡八十餘萬、田亦稱是」との関連に於て眺むるとき、均田制下の土地關係、地主客戶存在の問題等、考究すべき事項の伏在を思わせるが今は唯、旧唐書宇文融伝中に見える、融に対する皇甫憬の抗疏中の「但責其境界嚴之、隄防山水之餘即爲見地、何必聚人、云々雖東海南山盡爲粟帛、亦恐不足、豈括田^(註)稅客能周給」とあることと対照して、當時に於ては客戶の田といわず、萊田といわず其他相当広大な無籍の田が存在していたに違ひないこと、であるからこそ旧唐書食貨志にいう「括籍外剩田」することが可能であり容易でもあつたことを附け加えるに止めておこう。考えてここに至ると宇文融の逃戶檢括、田疇括籍は多少のゆきすぎがあつて時人の非難を浴びたとはいへ一応機宜の措置であつたといえよう。次に本節冒頭でふれた戸口色役使王鉞の夷

續については、旧唐書^{卷四}・志^八・食貨一の序言に

又王鉞進計、奮身自爲戸口色役使、徵剝財貨、每歲進錢百億、寶貨稱是、云非正額租庸、便入百寶大盈庫、以供人主宴私賞賜之用。

とあることから窺われるように、玄宗漸く政に倦み楊貴妃の寵を専らにし、ために饗宴奢侈の入費調達の必要上正税外の徵剝を行つたものであつて、戸口色役使としての流亡招輯・課丁析出についてはみるべき実績なく、徵剝の口実として死亡している戦士の家から三十年の租庸積徵をも敢てしたという迄で、本来からの玄宗の戸口充実策からは逸脱したものと考えられる。

(二) 課丁の析出

ここにいる課丁の析出とは、元來編戸の丁であり乍ら課役免除の恩典賦与に与る僧道・大常音声人・色役人・兵及び職掌人等に挂籍し或いは偽つて勲官を称するもの等を百姓課丁即ち白丁に帰復させることを意味する。これら課役免除の恩典享受者に挂籍はしても、与えられた力役には服せずその名称のもとに庇せられて専ら税役を免れようとするものが、寺觀及び諸使・諸司傘下に蠲集する傾向は武后朝政の初期に端を発し韋后・中宗・睿宗と下るに随いその数を累積していつたことは前にみた。また玄宗治世の間に於ける、総戸数に対する課丁の割合の著しい上昇は考えられる諸他の事情を勘案しても、この期に特に課丁析出の方策が講ぜられたとせぬ以上説明し尽し得ぬことも本稿冒頭に詳述した所である。事実玄宗は即位当初からこの点に並々ならぬ努力を傾けている。即ち旧唐書^{卷八}本紀八・玄宗上・開元二年春正月丙寅の条には

紫微令姚崇上言、精檢責天下僧尼。以偽濫還俗者二萬餘人。

とあつて、開元二年、課丁析出の第一矢を僧尼に向け偽度なるを以て二万余人を還俗せしめたと伝えており、更に玄宗は僧道の得度に対しては厳正な態度を以て臨んだものの如く、唐大詔令^{卷一}一三・不許私度僧尼及住蘭若勅に

朕先知此弊、故預塞其源、不度人來向二十載、訪聞在外、有三十以下小僧尼、宣令所司及府縣括實處分。

とて、得度によつて税役から脱漏する課丁の多いことを熟知していた玄宗は予めその源を塞がんとして、天宝年間^(天寶三載以後)に達する迄に二十年間得度禁止を続けており、従つてその時に當つて三十才以下の小僧尼は偽度より生れたものとして括實処分している。この一事を以ても玄宗が課丁の喪失防止に如何に熱心であつたかが窺われよう。併し課丁析出策の実施は何は措いても宇文融をして強行せしめた戸口色役策に著目しなければならぬ。通典^{卷七}・食貨七・歷代盛衰戸口・開元九年正月の条には

監察御史宇文融、陳便宜奏、檢察偽濫兼逃戸及籍外賸田。於是令融、充使推句、獲偽勲及諸色役甚衆。

とて、偽勲・諸色役を多く得たと伝えており、旧唐書^{卷一}五・列傳^{卷五}五・宇文融では「獲偽濫及諸免役甚多」とあり、資治

通鑑^{卷二}・唐紀八・開元九年二月丁亥の記事では「所獲巧偽甚衆」とあり、舊唐書^{卷四}八・志・二食貨一の序言では「括籍

外剩田・色役偽濫、及逃戸許歸首」とあつて、通典の「偽勲及諸色役」が旧唐書列伝では「偽濫及諸免役」に、同・食貨

志では「色役偽濫」とみえ、資治通鑑では単に「巧偽」とあつて諸書必ずしも一致しないが、何れにしても色役偽濫によ

る免役、即ち前述したように官司・官吏傘下に色役人として籍を掛け、実は役に番上せずして資課を以てこれに代え、而

かも諸他の税役から免れていたものが非常に多く析出されて課丁に復帰したことは確かであろう。偽濫色役と併せて通典

の偽勲も、色役人と殆んど相異なる境遇におかれていた当時の流外勲官の実状から察すればあり得べきことではあるがい

まは触れぬこととする。勿論玄宗の偽濫色役人削除はその即位当初からの宿願であつて、唐會要^{卷八}五・戸部尚書・開元六年

五月四日の勅に

諸州毎年應輸庸調・資課・租及諸色錢物等、令尚書省、本司豫印紙送部。

とて、色役人が就役に代えて納める資課が租庸調等の正税と同列に中央の管轄下に繰り入れられた最初の例がみられるが、このことも玄宗の対色役策の一事例とみるべく、宇文融の偽濫色役人析出はその著るしい顕現といい得よう。併し宇文融の努力を以てしても色役に纏わる偽濫はその性質上、容易に肅正の効果を挙げ難かつたものと思われる。宇文融失脚後の開元二十二年の勅として六典三・戸部郎中員外郎の条に

以爲天下無事、百姓徭役務從減省、遂減諸司色役二十二萬二百九十四。

と見えて、二十二萬二百九十四(單位)の色役減削に成功したことを示している。この二十二万余の色役とは人数を表わしたのか、労役の単位を表わしたのか明瞭でないが、もし後者だとして三番の役とすれば人数はその三倍となる筈である。

何れにしてもこの色役人削減による國庫の利益は少くなかつたものと考えられる。同書・同卷・同年の記事に「元官及年支雜物等、總六十五萬八千一百九十八。官吏稍簡而費用省」とあるはこれを裏書するものといえよう。また旧唐書卷四・八

志八・食貨上の同じく開元二十二年五月の勅に「一戸之内四丁已上、任此色役不得過兩人、三丁已上不得過一人」とあるのも色役人削減の努力であつたに違いない。併し偽濫色役肅正の余りに強力な推進は従前から色役の偽濫に便乗して利得行為を圖つていた末端官庁の民衆圧迫に還元される。玄宗はこの点にもぬかりなく手をうつている。即ち冊府元龜卷四・八七・邦計部・賦税・開元二十三年六月の勅に「凡是資課・租脚 云々 應納官者、並不須令出見錢、抑遣徵備任」とて、とり

得べき色役人も他日に備えて惜しみ使うべきこと及び資課に現錢を強要せぬことを説き、更に同書卷一・三五・帝王部・懲征役・天寶三載正月の詔でも「諸色當番人、應送資課者、宜當郡具申尚書省勾覆、如身上處、勿更抑令 云々 有單貧老弱者

云々 便放當農」とて、労役提供者から資課を強要せぬこと、單貧老弱な色役人を解任することを諭して監當官を戒め、色役に纏わる官側の不法行為防除に力を注いでいる。このような玄宗の末端官庁の色役に対する肅正工策と民衆保護の施

策は課丁析出の方途に貫かれるものであつて、天宝五載にはこれが白直廃止となつて表面化している。即ち同年三月二十日の勅として唐會要^{卷九}・内外官料錢上には

郡縣官人及公廩白直、天下約計一載破十萬已上、一丁每月輸錢二百八文、每至月初當初徵納送縣、來往數日功程、在於百姓尤是重役。其郡縣白直、計數多少、請用料錢加稅充用、其應差丁充白直、望請並停、一免百姓艱辛、二省國家丁壯。

とて、郡県の官人及び公廩白直十萬丁以上を廢し、それが上番に代えて納めていた資課（一歲毎丁二千五百文の制）は戸税に加えて徴し以て郡県官人の白直資課に充てることとしている。これによると宇文融に初まる色役策即ち課丁析出の施策は充分徹底して、色役人は規定の最低限以下に迄削減せられ、色役人削減による「省國家丁壯」くことの宿志は達成せられたといふべきであろう。郡県官人の全般的な白直資課の收納は、郡県官人による白直に代るべき役使人の雇役の一般化を窺わせるが、この風習を官庁色役人に適用した玄宗は浮逃無籍人の色役充當を図ることによつて、色役による課丁喪失を防ぐと共に無籍人編附による戸口充実の一石二鳥ともいふべき施策をなしている。即ち唐會要^{卷六}・衛尉寺・天宝十一年十二月の条に

奏、幕士・供膳・掌閑、取浮逃無籍人充。勅旨。幕士・供膳・掌閑並雜匠等、比來此色緣免征行、高戸以下例皆情願、自今已後有關各令所由、先取浮逃及無籍實堪驅使人充、使與編附。

とあるのがそれであつて、幕士・供膳・掌閑等の色役人には天宝十一載以前に浮逃無籍人を充てよと勅しており、この年以後は雜匠をも加えたこれら色役人は欠ある毎に浮逃無籍人の驅使に堪える人を以て補填して、而かも編附を与えよといつてゐる。浮逃無籍人の色役充當は上の記事にみるような在京諸司について許りではなく、舊唐書^{卷一三}・列傳^三第五琦によれば榷塩法創置と共に塩場の勞務者塩戸充當に「其舊業戸并浮人願爲業者、免其雜徭、隸塩鑛使」とて、從來からの塩

戸に浮逃無籍者の情願するものの補填を以てして、これを塩鉄使傘下に隸せしむることとしており、また全唐文^{卷三}・元宗二・命諸道節度使募取丁壯詔には「各量軍鎮開劇、審利害、計兵防健兒等、作定額、委節度使、放諸色征行人及客戶中、召募取丁壯情願、充健兒」

とて、節度使配下の健兒には解任した諸色征行人と共に客戶中の丁壯で情願するものを充てしめているのも、趣旨に於ては「省國家丁壯」き且つ流庸を編戸たらしめるという施策と何等異なる所はない。以上のような徹底した色役人削減即ち課丁析出の推進が行われたからこそ天宝十四載当時、総戸数に対する課丁の割合が九十二パーセントにも達するという、前後にその比を見ぬ高率を示したものであろう。

四、むすび

これを要するに、玄宗の税財源増加策は人頭税たる租庸調等を負担する丁男の掌握策であつて、戸口充実と直接的な課丁析出の二方途から成り、前者は官場の綱紀肅正に初まり流庸安輯に主力が注がれる訳であるが、その強行は虚戸造出を促し、虚戸造出は均攤を招き均攤の累増は流庸發生の因となるから、流庸安輯は虚戸の削減と併進せしめられた。後者は挂籍色役人の削減という色役策に集注せられているが、これも余りに強行すると監当官庁の不法・偽濫を招く結果、逆に課丁喪失ともなりかねない。従つて末端官庁を督励して色役をあるべき状態に是正すると共に、色役人に流亡客戶を補填して百姓色役人の削減と流庸安輯を併進しつつ課丁増加を図つてゐる。

註記

- 1 唐会要^{卷九}・縁封雜記・景龍二年九月の条に兵部尚書韋嗣立の上疏に「臣竊見食封之家其数甚衆、昨聞戸部云、用六十余万丁、一丁兩疋、計一百二十万疋以上。臣頃在太府、每年庸調、絹数多不過百万、少則七八十万以来」とあるから絹納入課丁は約百万、これに布納入課丁を加えても全課丁二百万丁を越すとは思われない。
- 2 冊府元龜^{卷四}・邦計部一・遭運・開元二十一年の条に、朝集

大唐・玄宗の戸口充実と課丁析出

使宣州刺史裴耀卿の上疏に「今日天下輸丁約有四百万人、每丁出錢百文充陝洛運脚、五十文充管窖等用、貯納司農及河南府陝州」とあつて、「天下輸丁約有四百万人」は天下の全課丁が約四百万人いたと解してよいものと思われる。

3
全唐文卷三九七・皇甫愔では原文の「括田税客」は「量田税客能周給也」とある。